

社会福祉法人 下関市民生事業助成会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 1月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 非正社員の育成・登用が進んでいない

課題2： 女性管理職が少ない、またはいない。

3. 目標

- ・ 非正社員から3人以上、正社員への登用をする
- ・ 管理職に占める女性割合を3人以上（37.5%以上）とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 非正社員を対象とした正社員への雇用転換を推進する取組を実施する

- 令和 4年 1月～ 非正規社員の正社員移行への希望度合いを把握する。
- 令和 5年 4月～ 正社員への移行を希望した職員の中で、正社員の労働条件（夜勤の受諾等）を満たす者は正社員へ移行する。
- 令和 7年 1月～ 正社員へ移行した職員の就労状況等を分析し、正社員の労働条件等に問題点が無いかを確認する。

取組2： 管理職手前の女性社員を対象に、管理職養成等を目的としたキャリア意識を醸成する研修を実施する

- 令和 4年 1月～ 職員を対象とするキャリアアップ研修等の情報収集を行う。
- 令和 4年 9月～ 業務のスケジュール調整を行い、女性職員へ積極的に研修参加を呼び掛ける。
- 令和 5年 4月～ 管理職としてのスキルを有する女性職員を積極的に管理職へ登用する。